

## 第8回 統計作成プロセス部会要求事項等検討タスクフォース 議事概要

1 日時 令和3年10月8日(金) 10:00~12:00

2 場所 遠隔開催(Web会議)

3 出席者

【委員】

椿 広計(座長)、川崎 茂(座長代理)

【専門委員】

篠 恭彦

【審議協力者】

下野 僚子(東京大学総括プロジェクト機構「プラチナ社会」総括寄付講座特任講師)、  
鈴木 督久(総務省統計研究研修所客員教授)、  
安井 清一(東京理科大学理工学部経営工学科准教授)、  
内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局(総務省)】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、重里次長、大浦室長補佐

統計作成支援室：田村室長

4 議題

- (1) 統計作成プロセス診断の試行について
- (2) 統計作成プロセス診断の実施方針について
- (3) その他

5 概要

- 統計作成プロセス診断の「試行」について、前回タスクフォース会合における議論やその後提出された委員等からの意見も紹介しつつ審議した結果、資料1-1(試行に当たっての基本的な考え方)及び資料1-2(「試行」の実施方法)の内容については適当とされ、これに基づき統計作成プロセス診断の「試行」に係る取組を進めることとされた。
- 来年度以降の本格実施に向けた統計作成プロセス診断の実施方針について、前回タスクフォース会合後に提出された委員等からの意見も紹介しつつ審議を進めた結果、現時点における論点整理としておおむね適当とされた上で、「統計作成府省における診断結果への対応状況や改善に向けた取組状況が診断側にフィードバックされる必要があるのではないか」、「統計作成プロセス診断の目的・意義をより上位概念で明確にする必要があるのではないか」などの意見が出され、これらや今後実施予定の試行の結果等も踏まえ、引き続き検討を進めることとされた。
- また、統計作成プロセス診断の実施方針について、審議中に十分に確認できなかった点や追加の意見等がある場合には、10月15日(金)までに事務局へ連絡することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

## (1) 統計作成プロセス診断の試行について

- 資料1-1「統計作成プロセス診断の試行に当たっての基本的な考え方」の「(2) 診断」において、「継続的な支援の在り方についても検討」と記載されているが、具体的な支援のイメージややり方は決まっているのか。
  - 統計作成プロセス診断のコンセプトとして、要求事項を満たしていない場合は、現状を踏まえ要求事項を満たすような改善に向けたアドバイスを行うことになると考えているが、具体的にどのように助言していくのか、ということも念頭において試行を実施していく必要があるという趣旨で記載している。次の議題における診断の実施方針に係る論点整理の中にも挙げているとおり、今後、検討していく必要があるが、今回の試行の対象となる統計調査について、具体的な助言や支援を行っていくという意味ではない。
  
- 資料1-1「(3) 結果の整理・活用」について、診断結果の活用とはどういうことを指しているのか。診断を受ける統計作成府省が診断結果を活用することも含むのか。また、今回の診断結果のフォローアップはどのようにするか決まっているのか。
  - 今回の試行における診断結果の活用については複数の側面がある。これまでの議論の中で試行版の要求事項を定めたが、「必須」「推奨」の区分を含め、その妥当性や実効性について検証を行い、本格実施に向けて見直しの必要性があるのかを確認するということが主であるものの、統計作成府省において、今回の試行の対象となる統計調査のそれぞれの診断結果を活用して自主的に改善を図ることを否定するものではない。また、診断の実施方法について、手順等の一連のロジも含めて妥当性や実効性を確認するという意味もある。

診断結果のフォローアップについては、次の議題における診断の実施方針に係る論点整理の中でも挙げているが、今回の試行の取組については、要求事項や診断の実施方法の妥当性等を確認することが主目的であることから、試行の診断結果についてフォローアップを行うことは考えていない。
  
- 統計作成プロセス診断の試行の取組については、本日の資料の内容を基に進めていくこととし、実際の取組を通じて、本格実施に向けたより効果的かつ効率的な実施に向けた検討を行って参りたい。

## (2) 統計作成プロセス診断の実施方針について

- 資料2は非常にまとまっており、現状大きな気づきは特段ない。

その上で、統計作成プロセス診断が、統計作成府省の主体的な改善の促進、フォローであることは承知しているが、その上で、統計作成府省における診断結果への対応状況や改善に向けた取組状況が診断側にフィードバックされる必要があるのではないか。例えば、診断で不適合と評価された場合の統計作成府省における対応としては、要求事項に沿った仕組みや手順の整備など様々なパターンがあり得るため、診断を行う側としては、どのように対応したのか知りたいところであり、対応状況を知ることは次の診断を行う際の基礎にもなると思われる。そのため、統計調査の周期によって対応時期は異なると思うが、例えば、年に1回でも構わないので、指摘に対する対応を取りまとめて確認するという手順があってもよいのではないかと。現状想定されている手順だけだと、言いつばなし、診断しつばなしとなる感じが少々する。

  - 非常に本質的で、難しい問題と考えている。行政機関の業務であるので、制度的には是正措置を求めるとなると法律の根拠が必要となるが、統計作成プロセス診断は統計作成

府省による自立的・主体的な取組を前提とするものであるため、統計作成府省において、診断結果を受け、どのように対応していくか検討することになるものと考えている。現時点では具体的に決まっていないため論点としているが、統計作成府省には、診断結果の内容も盛り込んだ上で、その検討結果を点検・評価結果に記載していただくことを考えている。ただし、点検・評価のタイミングは調査実施後から次の調査実施までのフェーズになるため、その時点では、診断結果への対応が決まっていない可能性もあり、診断結果への対応について最終的にしっかり確認できるのは、その次の調査実施後の点検・評価のタイミングになると考えている。

→ 診断結果の取扱いに関して、診断側と統計作成府省との間で共通理解・認識を得ることについては、診断プロセスの中に組み込む必要があるのではないか。例えば、資料1-2では、診断側からの一方通行となっているように見えるが、ヒアリングの時点で診断側がどのように結果を書くかなど、診断結果に誤解がないようにコミュニケーションの機会を設ける必要があるのではないか。

→ 今回の試行においては、どの程度時間の余裕があるかは分からないが、診断結果の確定に当たっては、事実関係の確認や診断側の判断に事実誤認がないかなど、統計作成府省にフィードバックする機会は設けることになると考えている。

→ 診断後の統計作成府省による対応状況の診断側へのフィードバックに関する御意見については、点検・評価結果として、診断結果を活用した改善の方向性などが公知の情報となるとともに、診断側にも伝えられるというサイクルを目指したい。

→ 統計調査のサイクルからすると、診断を行った統計監理官本人にフィードバックされるとは限らないが、それでも構わないので、対応がまとまった段階で、統計監理官のミーティングの場などで共有されるようになると良いと考える。

また、診断結果についての共通理解・認識については、例えば、ISOのマネジメントシステムの審査では、ヒアリングの最後に、指摘する候補を審査員から説明し、そこで相手方の了解を取るなどの取組が行われており、そうした取組も参考になるのではないか。

→ ヒアリングのクロージングにおいて、相手方の認識を確認しておくことは重要である。

○ 資料2については、おおむねこのとおりでよいと考える。

その上で、資料2「統計作成プロセス診断の「実施方針」に係る論点整理」別紙3の「評価から改善・計画の流れ（イメージ）」において、統計作成府省が行う点検・評価の流れの中で、統計作成プロセス診断が行われるということであるが、この点検・評価は統計作成府省において必ず実施されるものなのか。

また、統計作成府省による診断結果への対応状況のフォローアップに関して、民間でISOの認証審査を受ける側からの経験で申し上げれば、認証に当たって大きな問題はあまり起きないが、実施記録等が残っていないといったことは多くあり、その場合は改善計画を提出することになり、指摘への対応を行って認証を受けるといった流れになる。こうした取組は、本質的には、言われたからやっているといった面従腹背とならないよう、また、形骸化しないようにすることが重要であり、今回の統計作成プロセス診断において、診断する側、される側双方が自然な形で統計作成プロセスの水準の段階的な向上に取り組むことができれば良いと考える。

→ 点検・評価の取組については、統計委員会建議や総合的対策等を踏まえ、昨年7月にガイドラインを策定し、10月から運用を開始している。統計調査の周期によって点検・評価の実施時期は異なるものの、計画的に取組を進めることとされており、今年度中に

基幹統計調査及び一般統計調査の半分くらいの調査で実施される予定である。なお、現行の点検・評価では、調査計画との整合性確保の観点を中心に確認しているが、統計作成プロセス診断の導入により、作成プロセスに関する取組の充実を図り、現状の取組を拡充していくことを考えている。

- 統計作成プロセス診断の本格実施に向けて、最初の論点である診断の目的・意義について、統計作成府省における主体的なP D C Aの実施に対して客観的な立場から助言等を行うとされているが、もう一段上の目的・意義を明示する必要があるのではないか。つまり、この議論の背景には毎月勤労統計調査などの問題により公的統計に対する国民からの信頼が失われたことがあるので、大きな目的として、国民からの信頼の確保やニーズに合った統計作成のためのプロセス診断であることをより明確にした方が良いのではないかと。また、やらされ感や形骸化を防ぐためにも、統計作成府省のトップに極めて大事な取組であることを理解してもらう必要がある。

同時に、自己点検をしても、それが第三者から見ても正しいということを確認することが大事であって、国民からの信頼確保だけでなく組織内のコミュニケーションとして、組織内でトップにも共有するプロセスにつなげていくことも大事ではないか。万が一不祥事が起きた時に、そのリスクを低減させる必要があるということを確認し、トップマネジメントが大事であるということを確認し、最終的な取りまとめまでに検討できればと思う。

- 点検検証部会でTQM（総合的品質管理）の考え方が用いられたように、P D C Aについても一つの方法論であり、何のために推進するのかということは、非常に重要なことである。内部点検は組織がきちんと機能していることを統計幹事が保証する、統計監理官による診断は国民に対して信頼を与えるという仕組みになって、このような仕組みが公的統計の分野で整備され、効率的・効果的な統計の作成を目指しているということを確認し、統計委員会などの場で合意していただくのは良いことであると思うので、そうした方向性を統計作成プロセス診断の本格実施に向けて明確にできればと思う。

- 統計作成プロセス診断のほかに、各種ガイドラインに基づく取組、ハブ機関や統計作成支援センターの支援など、最終的なアウトプットである統計の質を高めるための取組が様々あると思われる。全体的な仕組みとしてどのようなものがあるか、また、統計作成プロセス診断と各種ガイドライン、あるいは、統計作成プロセス診断と支援機能との関係がどうなっているのかといったことについて教えていただきたい。

- 統計委員会建議や総合的対策など一連の再発防止に向けた提言の中で様々な取組が掲げられており、今はそれらの取組の具体化をそれぞれ検討して実現しようとしている段階であるため、これらの関係を俯瞰的にみて、同時に整理する部分もあり、事務局としても今後の課題と考えている。

- 先ほど説明があった点検・評価に関するガイドラインのほか、品質保証ガイドラインなど既に総務省において整備されているもののリストやリンク集でも構わないので、整理してもらえるとありがたい。

- 公的統計の品質保証に関連する様々な取組が同時並行的に進められており、現状を把握することは必要である。

- これまでの議論のとおり、形骸化を防ぐという点では、責任のある立場の方が緊張感を持って対応していくことで、組織として統計作成業務の重要性や難しさの理解が進むことが期待できると思う。また、統計作成府省が、診断を受けるにとどまらず、診断結果を受けた対応を検討するに当たって支援機能を活用できる点は、診断を受けた側にとってメリットと感じられる部分と思われる。ニーズのあるところと解決手段をもっているところで組織が別れていて、つながらずに解決できないということはあると思うので、統計作成プロセス診断の機会を利用できれば良いと思う。
- 支援機能を充実するという点については、まずは一元的な窓口として、統計作成府省が困ったら相談できる場所として統計作成支援センターを設けたところ。
- 総務省に新たに設けた統計作成支援センターでは、統計に関することであれば行政機関のどこからでも相談を受け付け、政府全体のハブ機関として支援を行うこととしており、統計作成府省に連絡先等を案内している。既に実際の相談・支援活動を行っており、これまで約70件の各種相談に対応している。

- 本日の審議では、統計作成プロセス診断の実施方針に関連して、資料2の論点整理については、おおむね適当とされた上で、「診断結果への対応状況や改善に向けた取組状況が診断側にフィードバックされる必要があるのではないか」、「診断結果は、診断プロセスにおけるクロージングなど双方のコミュニケーションを通じて取りまとめる必要があるのではないか」、「統計作成プロセス診断の目的・意義をより上位概念で明確にする必要があるのではないか」、「政府全体における公的統計の品質管理の取組が同時並列的に行われている現状を把握した上で、全体的に俯瞰できるよう整理していく必要があるのではないか」などの御指摘をいただいた。いずれも重要な御指摘であり、試行の結果も踏まえて、引き続き統計作成プロセス診断の本格実施に向けた実施方針に関する検討に活かして参りたい。

なお、本日の審議で十分に確認できなかった点や追加の御意見等があれば、10月15日（金）までに事務局に連絡いただきたい。

### （3）その他

- 次回のタスクフォースの開催日時については、改めて事務局から連絡することとされた。
- また、統計作成プロセス部会への審議状況の報告については、その内容及び方法を含め部会長に相談することとされた。

（以上）

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>